

【事業所税】

皆様こんにちは、税理士の後藤文です。

事務所などを増設した際に、うっかり忘れてしまいがちなのが「事業所税」です。法人税、消費税、事業税などと並び、申告をする税金として重要な税金のひとつです。今回は「事業所税」について、簡単にご紹介します。



Q1: 事業所税とは？

政令指定都市などの大都市が、人口や企業の集中、公害等にかかる整備・改善費用として、「一定規模」以上の事業主に課税する税金です。東京都においては、23区と武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市で課税されています（今回は、東京23区内の場合でご説明します）。

「一定規模」に該当するかどうかは、納税義務者と納税額について、それぞれ①資産割と、②従業者割の2つの基準で判断します。

Q2: 納税するのはどんな人？

次のいずれかを満たす、法人又は個人です（どちらか一方に該当すれば、納税義務が発生します）。

① 資産割

対象となる市区町村（東京区内の場合は23区内全域）における、事業所面積が1,000㎡超の法人又は個人。事業所には、自己所有だけではなく、賃借部分も含まれます。

② 従業者割

対象となる市区町村（東京区内の場合は23区内全域）における、従業者数の合計が100人超の法人又は個人。従業者には、役員（無給の者を除く）を含み、アルバイト、パート等は除きます。

Q3: 納税額はいくら？

次の①と②の合計額が、納税額となります。

① 資産割

$$\text{事業所の床面積 (㎡)} \times 600 \text{ 円}$$

※算定期間の中で、事業所を廃止（新設）した場合は、月割計算。

※福利厚生施設等（非課税にかかる事業所）の床面積は除く。

② 従業者割

$$\text{従業員の給与総額} \times 0.25\%$$

※通勤手当及び派遣社員の給与は除く。

Q4: 納税なければ申告不要？

法人の場合は事業年度末日、個人の場合はその年12月31日において、免税点（事業所床面積1,000㎡又は従業者数100人）以下であるかを判定します。親族など特殊関係のある個人又は法人と、同じ家屋で事業を行っている場合は、その者の行う事業での床面積・従業者数も合算します。

また、免税点以下でも、前課税期間において納税義務があった場合や、床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える場合には、（納税はありませんが）申告をする義務があります。

Q5: 申告するのはいつ？

法人は事業年度終了の日から2ヶ月以内、個人は翌年3月15日までに、申告・納税を行う必要があります（申告期限の延長制度はありません）。

※事業所税は地方税ですので、市区町村により計算等の詳細は異なります。詳しくは、弊社担当者又は所在地の役所にお問い合わせ頂くようお願い致します。

（税理士／後藤 文）